

あさぎり町観光リーフレット制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
あさぎり町商工観光課

あさぎり町観光リーフレット制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、本町が発注する「あさぎり町観光リーフレット制作業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者の選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 あさぎり町観光リーフレット制作業務
- (2) 業務内容 あさぎり町観光リーフレット制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年11月14日（金）
- (4) 契約限度額 534,600円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 選定方法

本業務の受託候補者の選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め提案者の経験、実施能力、提案内容を総合的に比較検討し、最適な業者をプロポーザル方式で選定します。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) あさぎり町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

5. 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとします。

項 目	日 程
公募開始	令和7年7月31日（木）
質問書の提出期限	令和7年8月7日（木）午後5時まで
質問書への回答	令和7年8月14日（木）
参加申込書・見積書・企画提案書の提出期限	令和7年8月28日（木）午後5時まで
辞退届の提出期限	令和7年8月29日（金）午後5時まで
第一次審査（書類審査）	令和7年9月1日（月）
第一次審査結果の通知	令和7年9月3日（水）
第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年9月17日（水）
第二次審査結果の通知	令和7年9月19日（金）
契約内容の調整	別途通知
業務委託契約締結	令和7年9月下旬

※日程が変更となる場合があります。

6. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望するものは、前記「4. 参加資格」を確認のうえ、次に掲げる書類を提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 見積書（様式2）
- ③ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の提出については、後記9を参照のこと。

(2) 提出期限

令和7年8月28日（木）午後5時まで

7. 質問書受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し、不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式3）

(2) 提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時まで

(3) 提出方法 質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールで提出すること。なお、その他の方法による質問書の提出は一切受け付けません。

(4) 提出先 後記「15. 応募・問い合わせ」参照

(5) 質問への回答

提出された質問に対する回答は、あさぎり町ホームページに掲載する。また、質問書を提出した者の名称等は掲載しません。

8. 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法で辞退届を提出して下さい。

(1) 提出書類 辞退届（様式4）

(2) 提出期限 令和7年8月29日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

- ① 持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 郵送の場合は、一般書類書留郵便又は簡易書留郵便によること
- ③ 電子メールの場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）

(4) 提出先 後記「15. 問い合わせ」参照

9. 企画提案書の提出

本プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）

仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、次のア～ウの留意点に従い、業務を遂行するための具体的な方法を記載すること。

●企画提案書の留意点

ア 実施方針

企画コンセプト、全体の構成、デザイン等具体的な提案を行い、仕様書に加え、あさぎり町の特性や地域性を踏まえ提案すること。

イ 実施体制

実施体制の組織図を作るとともに、管理責任者や業務実施体制編成の考え等について、記載すること。

ウ 実施スケジュール

詳細な業務スケジュールを作成するとともに、委託者及び受託者の役割を明確に区分して提案すること。

10. 審査方法及び審査基準

(1) 第一次審査（書類審査）

① 審査内容

事務局は、別紙1に掲げる評価基準1～3に基づき、審査を行うものとする。なお、申込者が5者に満たない場合は、一次審査を省略できるものとします。

② 審査結果

審査結果は、参加申込書に参加申込書に記載された電子メール宛てに通知します。

(2) 第二次審査 プレゼンテーション、質疑応答)

一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及ヒアリングを実施し、審査員が選考方法に基づき採点し審査を行い、最高点を取得した者を第1優先交渉権者として、次点を第2優先交渉権者として選考します。なお、参加資格を有する事業者が1者のみの場合は、採点が6割を達成していれば選定とします。

1業者につき・企画提案書及びプレゼンテーション 20分間

・ヒアリング 10分間

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参して下さい。

(3) 審査結果

審査結果は、参加申込書に参加申込書に記載された電子メール宛てに通知します。

1 1. 選定方法

プロポーザルによる選定は、審査員の意見を踏まえて、選定します。

なお、次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、評点の合計が最も高い者を受託候補者として選定します。

審査基準及び審査内容		配点
1	コンセプト (1) 本業務の目的、内容を十分に理解しているか (2) 全体のコンセプトや構成は、あさぎり町の魅力が十分つたわるものとなっているか (3) 町内での周遊性や滞在期間の延長、再来訪が期待できるか	3 0
2	デザイン能力 (1) 写真やイラスト、キャッチフレーズ等が効果的に挿入されているか (2) 思わず手に取り、見たくなる要素が盛り込まれているか (3) 子どもから大人までみんながわかりやすく洗練されたデザインとなっているか (4) あさぎり町を知らない人にも分かりやすい内容か	4 0
3	その他 (1) リーフレットとWebの連動等についての提案があるか (2) 独自の提案があるか	2 0
4	プレゼンテーション (1) プレゼンテーションでの説明内容が明確で信頼できるか、質疑の回答が明確か	1 0
合 計		1 0 0

1 2. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合。
- (4) 選考の公平性を害するような行為が認められた場合。

1 3. 留意事項

- (1) 審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受けつけません。
- (2) 企画提案書等を提出した者は、本要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (3) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めません。
- (4) 本プロポーザルに係る経費は、すべて提案者の負担とします。
- (5) 本プロポーザルにおいてあさぎり町に提出された書類等は返却しません。

1 4. 添付資料・様式

- (1) あさぎり町観光リーフレット制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) あさぎり町観光リーフレット制作業務仕様書
- (3) 参加申込書（様式1）
- (4) 見積書（様式2）
- (5) 企画提案書（任意様式）
- (6) 質問書（様式3）
- (7) 辞退届（様式4）

1 5. 応募・問い合わせ先

あさぎり町役場 商工観光課（あさぎり町役場第二庁舎1階）

（住 所）〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

（電話番号）0966-45-7220

（電子メール）kankou@asagiri.kumamoto.jp